

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本的な目的を企業価値の安定的な増大と株主重視の立場に立って経営の健全性の確保と透明性を高めることであると認識しております。

加えて、株主・投資家のみならず、社員や取引先等、様々なステークホルダーとの適切な協働を通じて価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図り、広く社会に貢献することが最も重要であると考えております。

そのために、財務の健全性を追求すること、タイムリーディスクロージャーに対応した開示体制を構築すること、監査等委員会設置会社制度の下で取締役会が業務執行に対する実効的な監督機能を果たすことを経営の最重要方針としております。また、コーポレート・ガバナンスの効果を上げるため、内部統制システム及び管理部門の強化を推進し、徹底したコンプライアンス重視の意識の強化とその定着を全社的に推進してまいります。

当社の「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」は、以下のウェブサイトをご参照ください。
<http://www.wirelessgate.co.jp/investors/governance-policy.html>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-2 招集通知の早期発送と早期開示】

当社は、招集通知の記載情報の正確性を担保しつつも総会議案の十分な検討期間を確保するため、法定期限より1週間前倒して招集通知を送付しております。なお、次期定時株主総会から、発送日前に、当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトを開示する方針であります。

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使・招集通知の英訳】

当社は、現在、海外投資家比率が比較的低いため、招集通知の英訳を採用しておりません。今後、株主構成の変化等状況に応じて検討を進めてまいります。

なお、当社は、機関投資家向けの電子行使を可能とするため、議決権電子行使プラットフォームについては既に導入しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(5) 取締役候補の指名を行う際の個々の指名についての説明

各取締役候補者の選任理由については、次期定時株主総会招集通知より記載する方針であります。

【補充原則4-1-2 中期経営計画】・【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、通信市場という経営環境の変化が激しい中で、迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行いながら、株主、投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解頂くための情報開示のあり方として、中長期的な経営戦略を公表するとともに、事業単年度毎の業績等の見通しを公表することとしております。現在当社では、中期目標は公表しておりませんが、業務執行役員会議にて社内の中期目標を定め、進捗状況の確認、分析を行い、必要に応じて適宜、中期目標や方針の見直しを行うこととしております。取締役会は、業務執行役員会議が策定した中期社内目標計画を決議し、進捗状況や分析結果について報告を受け、監視、監督することとしております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価と結果の概要の開示】

取締役会は、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、次期定時株主総会後にその結果の概要を適切に開示する方針であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」第5条(政策保有株式に関する方針)に記載のとおりであります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」第6条(関連当事者間の取引)に記載のとおりであります。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念は「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」第7条(経営理念)に記載のとおりであります。

経営戦略・経営計画等については、以下のウェブサイトに掲載しております。

決算短信 <http://www.wirelessgate.co.jp/investors/library-01.html>

決算説明会資料 <http://www.wirelessgate.co.jp/investors/library-03.html>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

基本的な考え方と基本方針は、本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報-1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」第15条(取締役の報酬の方針及び手続き)または本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況-【取締役報酬関係】」に記載のとおりであります。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」第14条(取締役候補の指名の方針及び手続)に記載のとおりであります。

【原則4-1-1 取締役に対する委任の範囲およびその概要】
「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」第11条(取締役会の決議事項)に記載のとおりであります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】
当社は独立性の高い社外取締役を2名選任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」第13条(独立社外取締役の役割・責務)第2項に記載のとおりであります。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」第12条(取締役会の構成)第1項に記載のとおりであります。

【補充原則4-11-2 取締役の兼任状況】
兼任についての方針は「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」第12条(取締役会の構成)第2項に、兼任の状況は「株主総会招集ご通知」の取締役(監査等員である取締役を除く。)および監査等委員である取締役の選任議案に記載のとおりであります。

【補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針】
「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」第17条(トレーニング)に記載のとおりであります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」第20条(株主との対話)に記載のとおりであります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ヨドバシカメラ	1,416,400	13.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	639,100	6.21
池田 武弘	556,000	5.40
藤沢 昭和	400,000	3.89
ザ バンク オブ ニューヨーク 133612	211,900	2.06
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	210,600	2.05
日本生命保険相互会社	180,000	1.75
シー エム ビー エル, エス エー リ. ミューチャル ファンド	152,500	1.48
原田 実	145,400	1.41
ザ バンク オブ ニューヨーク 133524	142,700	1.39

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

・上記【大株主の状況】は、平成27年12月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。
・平成27年10月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、フィデリティ投信株式会社が平成27年9月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記【大株主の状況】には含めておりません。
なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります
[提出者(大量保有者)の氏名または名称/保有株式数/保有割合]
フィデリティ投信株式会社/436,000株/4.27%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 12 月

業種 情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡邊 龍男	他の会社の出身者											
西 康宏	他の会社の出身者									○		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊 龍男	○	○	—	他の上場会社の役員として豊富な経験と幅広い見識を有されております。当社の経営の意思決定の適切性を含め、多様な視点から意見を頂くことにより、経営の透明性と健全性の維持・向上及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与頂けるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に規定された独立性基準を満たしており、当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。
西 康宏	○	○	TAK-Circulator株式会社の取締役に就任されており、また、当該会社には当社監査等委員である若本英徳が社外取締役として就任しているため、社外役員の相互就任の関係にあります。	過去に複数の上場会社の役員を務められ、企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有されております。当社の経営の意思決定の適切性を含め、多様な視点から意見を頂くことにより、経営の透明性と健全性の維持・向上及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与頂けるものと判断し、社外取締役として選任しております。

				す。 また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に規定された独立性基準を満たしており、当社の一般株主との間に利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。
--	--	--	--	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

IR本部に所属する使用人を監査等委員会の職務の補助者として配置しております。
監査等委員会の職務の補助者は、当該補助業務に関しては専ら監査等委員会の指揮命令に服するものとし、当該人材に係る人事考課・人事異動及び懲戒処分に処する際は、事前に監査等委員会に報告し必要な場合には監査等委員会の同意を得ることとしております。
また、監査等委員会から補助業務に係る指示が行われた場合には、当該補助者は他の業務よりも優先して当該補助業務に取り組むこととし、当該指示やその具体的内容については守秘義務を有するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当者は、日常的に常勤の監査等委員である取締役(以下、監査等委員といいます。)との情報共有や意見交換を行っているほか、内部監査実施の都度、常勤の監査等委員に対して監査結果の報告を行っており、その際に得た監査等委員からの助言等を以後の内部監査へと生かしております。
また、随時行われる内部監査担当者、常勤の監査等委員、会計監査人との会合において、それぞれの監査計画、重点監査項目、監査結果等についての情報共有や意見交換等を行うことで、密な連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員の全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

・監査等委員会設置会社移行前
業績向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることにより、企業価値の増大を図ることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

・監査等委員会設置会社移行後
業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

社内取締役、社外取締役及び従業員に関しては、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の増大を図るために付与しており、監査役に関しては、監査役の適正な監査に対する意識を高めるために付与しております。また、当社の業績向上に対する協力を期待し、社外協力者に対してもストックオプションを付与しております。

なお、ストックオプションについては、監査等委員会設置会社移行前に全て付与したものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上のものが存在していないため、個別報酬の開示は実施しておりません。
なお、有価証券報告書及び事業報告において全取締役の報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・業務執行取締役の報酬は、業績の反映及び株主との価値共有という観点から、基本報酬及び株式報酬から構成するものとします。監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、その職責に鑑み基本報酬のみとします。
・基本報酬については、各取締役の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案し、相応な金額とします。
・株式報酬については、中長期的な業績向上と企業価値の増大に対する貢献意欲を高めることを目的とし、株式交付信託の仕組みを用いて、当社の中長期的な業績に連動する指標等に応じて付与する株式交付ポイントに基づき、当社株式の交付及び金銭の支給を行うものとします。
・取締役の報酬は、独立社外取締役および監査等委員である取締役の出席する取締役会において審議し、決定するものとします。
なお、株式報酬については、監査等委員及び代表取締役CEOで構成されるコーポレート・ガバナンス会議における協議結果を踏まえた基準に従って算定するものとします。

【社外取締役のサポート体制】

管理本部が窓口となり、社外取締役に対して、取締役会等の重要な会議の内容に関する事前情報伝達のほか、業務に必要な情報の収集や資料の提供等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査等委員会設置会社であり、コーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下のとおりであります。

・取締役会

取締役会は、常勤の取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名及び監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成されており、毎月1回定期的に開催しているほか、迅速な意思決定を必要とする場合には、臨時的に取締役会を開催しております。
取締役会は、戦略的な方向付けを行い、これを踏まえた重要な経営事項の審議及び意思決定を行うとともに、取締役の業務執行の監督を行っております。

・監査等委員会

監査等委員会は、常勤監査等委員1名と非常勤監査等委員(社外)2名で構成されております。また、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役(社外)1名を選任しております。
監査等委員会は、原則として毎月1回定期的に開催し、取締役会の意思決定の適法性及び相当性について意見交換されるほか、常勤監査等委員からの取締役等の業務執行状況の報告を行い、監査等委員会としての意見を協議・決定しております。

・本部長会議

本部長会議は、代表取締役CEO及び各本部長で構成されております。原則として毎月1回定期的に開催しているほか、必要に応じて臨時的に開催いたします。本部長会議は、職務権限上の意思決定機関ではありませんが、各部門の情報共有と意見交換の場として、活発な議論を交換しております。また、リスクの抽出・把握を行う役割も担っており、当社事業の属する業界動向や、日常業務を通じて認識すべきリスクについての評価、対策を検討しているほか、重要なリスクについては、取締役会における議論の下地形成のための協議を行っております。

・内部監査

当社は会社規模が比較的小さく、内部監査の担当人員に限りがあることから、監査、報告の独立性を確保した上で、担当、責任者を兼務させております。内部監査担当者は、監査等委員会及び会計監査人との連携のもと、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施しております。具体的には管理本部長を内部監査責任者として定めて、相互チェックが可能な体制にて運用しております。

・会計監査

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けており、必要に応じて適宜適切な監査が実施されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社の組織体制を採用しており、業務執行を行う取締役4名と、監査等委員である取締役3名からなる全取締役が、取締役会において議決権を有し経営の意思決定に関わることで、経営の透明化及び取締役会の監督機能の強化を図っております。
また、当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名、社外取締役である監査等委員2名で構成されており、監査等委員会と内部監査担当者及び会計監査人などが連携して監査を行っております。さらに、社外取締役2名はいずれも他の上場会社の役員としての豊富な経験と幅広い見識を生かし、社内の取締役に対する監視・監督機能の発揮、さらには取締役会にて独立した立場から経営全般に関して適宜を発言しております。

これらの体制を通じて当社経営に対する監督・監査機能が十分確保されていると考えているため、当社のコーポレート・ガバナンス体制として選択しております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	当期は、定時株主総会開催日22日前の平成28年3月3日に発送しました。
電磁的方法による議決権の行使	第10回定時株主総会(平成26年3月26日開催)よりインターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第10回定時株主総会(平成26年3月26日開催)より機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを採用しております。
その他	招集通知を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表	制定し、ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	合同IR説明会に参加しております。 平成27年は、11月に名古屋において開催いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算および中間決算発表後に決算説明会を実施している他、個別のミーティングも行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	アジア等の地域において、投資家を個別訪問しております。 また、証券会社が主催する海外の機関投資家向けのスモールミーティングにも参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社Webサイト内にIR情報ページを設け、決算短信、適時開示資料、説明会資料、有価証券報告書並びに四半期報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役CIRO IR本部長を責任者とした、IR本部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、顧客、取引先及び株主等、当社のステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しております。そのため、当社ホームページ及び決算説明会等を通じて、ステークホルダーに対する情報提供を適時行う方針であります。
---------------------------	---

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社及び子会社からなる企業グループの業務の適正を確保するために整備すべき体制(内部統制システム)の基本的考え方を「内部統制システム整備基本方針」として定めております。

・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念として掲げた「ワイヤレス・ブロードバンドサービスを通じて、より創造性あふれる社会の実現を目指す。」の実現のため、法令及び定款を遵守しながら社会全体の利益となるべく事業を遂行します。取締役及び使用人による法令及び定款の遵守を徹底するために関連規程を整備し、また教育により周知徹底を図ります。

当事業が法令及び定款を遵守していることについて、内部監査規程に基づく内部監査を実施し、確認します。

・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報は、法令に準じて制定する「文書管理規程」及びその他の関連諸規程に従って保存及び管理を行います。取締役会議事録、稟議書等取締役が意思決定を行った記録(電磁的方法による記録を含む)の作成、保存、管理及び廃棄等の手続きと管理を適正に実施します。

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当事業に関する損失の危険(リスク)、不測の事態に対処すべく、リスク管理規程を制定し、同規程に基づき各本部長が潜在リスクを想定、顕在リスクの把握を行います。

本部長会議にて当該リスク情報を共有し、具体的行動のための指示や連絡を行い、特に重要なリスクについては、取締役会において対応策を協議し実行します。

・取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

取締役会を毎月定期的に開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催して機動的に経営上の重要な意思決定を行います。

取締役会では、経営計画の達成のために必要な施策を立案・推進し、各取締役による職務執行の状況を相互に監督し、その業務の適正性を確保します。

執行役員制度を採用し、執行役員への権限委譲を推進することにより、組織運営及び業務執行の効率化並びに意思決定の迅速化を図ります。

・当社及びその子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループ全体の業務の適正を確保するために、当社は「関係会社管理規程」を制定し、子会社の経営や事業上の重要な事項について事前協議を求める等の必要な管理を行います。また、当社は、子会社に対して当社役員及び社員を派遣し、子会社業務の監督を行い、当該役員及び社員をして当該監督状況を当社に報告させます。

b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社においても当社と同様の内容を定めた「リスク管理規程」を整備させ、子会社の各取締役及び取締役会をしてリスクの早期把握と必要な対策を実施させます。

c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社に係る重要事項の事前協議を求める一方、子会社取締役に適切な範囲での権限移譲を行い、子会社の自主性と経営の効率性を確保します。

d. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社においても、当社と同様の内容を定めた「コンプライアンス規程」その他必要な諸規程を整備させ、子会社取締役等及び使用人の法令及び定款に適合した業務遂行を徹底します。

当社の内部監査は、子会社の状況についても監査の対象に含め、当社グループ全体として適正な業務遂行を確認します。

・監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役(当該取締役及び監査等委員である取締役を除く)からの独立性及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を求めた場合、取締役会は監査等委員会の要請に応じて適切な人材を配置します。

監査等委員会の職務の補助者は、当該補助業務に関しては専ら監査等委員会の指揮命令に服するものとし、また、取締役は当該人材に係る人事考課・人事異動及び懲戒処分に処する際は、事前に監査等委員会に報告し必要場合には監査等委員会の同意を得ることとします。

監査等委員会から補助業務に係る指示が行われた場合には、当該補助者は他の業務よりも優先して当該補助業務に取り組むこととし、また、当該指示やその具体的内容については守秘義務を有するものとします。

・当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役等及び使用人は、当社の監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。また、内部監査担当者は、当社及び子会社に対して実施した内部監査の結果について監査等委員会に報告します。

さらに、当社は監査等委員会を報告経路に含めた内部通報窓口を整備し、当社及び子会社の取締役等及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、又は法令や定款に違反する重大な事実を発見した場合、速やかに監査等委員会や当社へ報告します。なお、当社及び子会社の取締役等及び使用人が、監査等委員会や会社に対して法令違反行為等に関する報告や情報提供を行った場合に、グループ各社の「コンプライアンス規程」において当該報告者を保護する旨を明記し、そのような報告を理由に不利な取扱いを行わない体制を構築します。

・監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行に必要な費用又は債務について、前払いや事後精算等により当社に請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

・監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、月1回開催するほか、必要に応じて臨時に監査等委員会を開催します。

監査等委員会は、会計監査に係る会計監査人、内部監査部門及び子会社の取締役等からの定期的な報告を受けるほか、情報交換等を行うことにより連携を図ります。また、監査等委員会が必要と認める場合に弁護士や公認会計士等の専門家との連携が行える体制を構築します。

・反社会的勢力を排除するための体制

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、また、これらの圧力に対しても警察等の外部専門機関と緊密に連携して毅然とした態度で臨みます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、かねてより反社会的勢力と絶対に付き合わないという信念を有しており、「反社会的勢力対応規程」、「反社会的勢力対応細則」及び「反社会的勢力の排除にかかる調査実施細則」を制定し、反社会的勢力の排除に向けた取組みを実施しております。

また、特殊暴力防止対策連合会にも加入しており、平素より外部専門機関との関係強化や情報収集に努めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



